

## 医療的ケア児等コーディネーターの設置の検討について

### 1 医療的ケア児等コーディネーターの設置の背景

令和2年度に厚生労働省が、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（厚生労働省告示）を制定し、「医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。」と、基礎自治体が医療的ケア児等について、関連機関との連絡調整が求められた。

この告示では、令和5年度末までに医療的ケア児等コーディネーターの設置を求めており、設置について検討を行う必要が生じている。

### 2 医療的ケア児等コーディネーターの求められる機能と役割

#### (1) 求められる機能

医療的ケア児等の保護者などからの相談、医療（病院・クリニック等による医療的管理）、福祉（障害福祉サービス事業所等による各種サービス提供）、教育（特別支援学校や普通学級での身体状況に応じた適切な支援）等の際の連携のコーディネート（仲介）などが期待される機能である。

また、地域資源である、医療機関、介護等の事業所、教育機関などと、保護者等の理解の下、情報の共有なども機能としては期待されている。

#### (2) 実際の現場における役割

- 保護者、支援者からの相談（医療・福祉・教育他）、情報提供、助言
- 必要に応じた連絡調整等の個別支援
- 医療的ケア児・者の病院退院時における在宅生活支援プランの作成
- 支援を要する医療的ケア児を早期に把握するため、対象児童の出生や転入情報、障がいの状態変化について定期的な情報収集
- 医療的ケア児・者の地域リソースの把握、地域特性などの課題把握
- 関連会議への出席及び情報共有や意見交換

### 3 想定される相談体制等

- 受付日数および時間：週3～4日程度
- 配置人数：1名程度（委託が想定されるため、人は固定されない）
- 配置が想定される職員のスキル：  
看護師、保健師、ソーシャルワーカーなど（5年以上の実務経験を有し、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講済の者）
- 配置場所：未定
- 想定相談件数（月間）  
他区の状況から、個別支援となる案件4件程度  
相談業務のみ、40件/月 程度

( 参 考 )

<根拠法規等>

(1) 改正児童福祉法 (抜粋)

第五十六条の六

② 地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(2) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)【最終改正令和二年厚生労働省告示第二百十三号】(抜粋)

五 障害児支援の提供体制の整備等

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和五年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。